

新地方公共団体実行計画(地域の自然的社会的条件に応じた施策) のマニュアルの骨子(案)

編集方針

- 新マニュアルは、地方公共団体が計画に記載することが望ましい事項とその望ましい事項を記載する際に参考となる情報を記述する。
- 計画が義務化された都道府県及び特例市以上を主眼とするが、それ以外の地方公共団体の計画策定にも資するようにする。
- 地方公共団体の執行体制等に応じて、段階的な計画の策定が可能となるように記述する。
- 現行マニュアルにあるようなコラム等を用い、一般の方にも分かり易い記述に努める。
- 対策・施策の優良事例は、適宜改訂できるよう別冊とする。
- また、新マニュアルの本体についても、新たな知見等に対応するなど必要に応じて見直すものとする。

(以下の記述のうち、枠で囲ってある部分が計画を記述する上で参考となる情報として新マニュアルに記載する事項、それ以外は地方公共団体が計画に記載することが望ましい事項として新マニュアルに盛り込むことを想定している。)

1. 地方公共団体実行計画策定の背景、意義

1.1 地方公共団体実行計画策定の背景

(参考情報)

改正地球温暖化対策推進法、京都議定書目標達成計画、低炭素社会づくり行動計画や京都議定書以降の次期枠組みに関する国際動向等を踏まえ、地方公共団体実行計画（地域の自然的社会的条件に応じた施策、以下同じ。）を策定することが必要となった背景について記述する。

1.2 地方公共団体実行計画の意義

上記背景を踏まえ、当該地方公共団体が地方公共団体実行計画を策定する意義について記述する。

1.3 地方公共団体実行計画の策定状況

(参考情報)

地方公共団体に対する最新のアンケート調査を元に記述する予定。

2. 温室効果ガス排出量及び吸収量の現況推計

- 2.1 地方公共団体実行計画における現況推計の位置付け
- 2.2 把握対象の整理と既往調査等による現況推計方法
- 2.3 都道府県における現況推計
- 2.4 市町村における現況推計
- 2.5 排出増減要因分析方法

3. 計画目標について(将来推計を含む。)

3.1 対象ガス及び計画期間

対象ガスは京都議定書の対象ガスと同じ6ガスとする。

計画期間は、第1約束期間(2012年まで)に加え、中期(2020年～30年)及び長期(2050年)とする。

3.2 地域全体の将来像を踏まえた温室効果ガス排出量の将来目標

(1)地域全体の将来像と総量目標

2050年までに世界全体で50%削減の必要性、国の長期目標(2050年に比して60～80%削減)を勘案して、2050年におけるそれぞれの地域の温室効果ガス排出量の目標をバックキャスト手法により定めることとする。

中期目標は、長期目標を達成する上での中継地点と位置づけ、それぞれの地域において、その自然的社会的条件を踏まえた削減ポテンシャルなどを勘案し、野心的かつ実行可能な目標設定を行う。また、削減ポテンシャルの把握等を通じて、温室効果ガスの排出量が大幅に削減された持続可能な社会の姿について、自然環境、産業、都市、人々の生活等の観点から、住民・事業者にも分かり易いよう具体的に描くことが望ましい。その際、総合計画や都市計画マスタープラン等のまちづくりに関する計画等との連携を図る。



(参考情報の例)

- 目標設定の考え方(国の中期目標、長期目標との関係等も含む。)
- 自然エネルギーのポテンシャル等の自然資本や社会資本の状況など、自然的社会的条件の把握・評価の手法
- 総合計画や都市計画マスタープラン等との連携のあり方

(2) 総量目標を踏まえた将来推計のケース設定（対策のリストアップ）

基準となる「現状趨勢ケース」と新計画により新たに実施する対策の効果を考慮した「対策ケース」の2種類の将来推計を行い、目標達成に向けた道筋の定量化を行う。

その際、部門別（家庭、業務、運輸、産業等）の目標と部門ごとの対策リストを記述する。

また、具体的に対策の進捗を管理するため、対策の目標・指標を設定する。

（対策リストイメージ）

		対策メニュー	対策目標・指標	目標年における削減効果
エネルギー 起源 CO2	家庭部門	住宅用太陽光発電の普及	〇年以降、毎年〇〇kW ずつ 累積で〇〇kW 導入	〇〇トン
	業務部門	省エネ建築物の普及	〇年以降、建物ストックに毎年〇% 導入累積で〇%・	〇〇トン
	運輸部門	公共交通機関の利用促進	公共交通分担率 現状〇%に対し 〇年に〇%導入	〇〇トン
	産業部門
その他ガス	HFC	〇〇トン

（参考情報の例）

○対策リストの例、対策目標・指標の考え方・例示、削減効果の目安等

○域外での取組の効果や、域内での取組の域外への効果の考え方

○対策のリストアップに際しての視点

- まずは3（1）の目標達成のために必要な対策をリストアップする。
- 対策は、その実施を確保するための4の施策とセットで検討する。
- 対策の検討に当たっては、限界削減費用だけでなく、高齢化社会への対応や中心市街地の活性化等と連携した集約型都市構造の構築、林業などの地場産業を育成や雇用の確保ためのバイオマス利用の推進など、他の便益も考慮する。

(3) 目標達成に向けた道筋（ロードマップ）

温室効果ガスの排出量が大幅に削減された「将来像」を達成するため、将来時点から逆算し（2）でリストアップした対策について、いつ（時点）、どのくらい（対策量）実施すべきかを明らかにしたロードマップを記述する。

(参考情報の例)

○ロードマップの策定に際しての視点

- 市街地再開発等の関連施策のスケジュールと調整を図る。
- 5. の施策とセットで検討する。
- 総合計画や都市計画マスタープラン等との連携のあり方

4. 温室効果ガス排出抑制等の施策について

3.で検討した対策について、それらを着実に実施するための施策を法律の分類に従って記述する。

4.1 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項に係る施策

(1) 「再生可能エネルギーの利用促進」に取り組むに当たっての背景・意義

当該地方公共団体が「再生可能エネルギーの利用促進」に取り組む意義を記述する。

(参考情報の例)

○なぜ「再生可能エネルギーの利用促進」に取り組む必要があるのか、データ等を用いつつ背景を説明する。

- 「再生可能エネルギーの利用促進」は、地域資源の活用の側面があり、地域の事情をよく把握する地方公共団体による後押しが有効である。
- 太陽光発電などは、量産効果による価格低下が期待されることから、地方公共団体による一斉の需要創出が、太陽光発電などの価格低下を誘発し、国全体の普及量を増加させる可能性がある。

(2) 「再生可能エネルギーの利用促進」に関して講ずることが望ましい施策（関連施策を含む。）

3.でリストアップした対策のうち、「再生可能エネルギーの利用促進」に係る分野のものについて、それら対策が着実に実施されるよう当該分野における施策を立案する。

(参考情報の例)

○「再生可能エネルギーの利用促進」に関する施策を検討するに当たっての視点を提供する。

- 地域の自然的社会的条件に応じた施策の立案についての視点
- 関連施策との連携の視点

4.2 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項に係る施策

(1) 「区域の事業者・住民の活動促進」に取り組むに当たっての背景・意義

当該地方公共団体が「再生可能エネルギーの利用促進」に取り組む意義を記述する。

(参考情報の例)

○なぜ「区域の事業者・住民の活動促進」に取り組む必要があるのか、テーマ等を用いつつ背景を説明する。

- 特に中小事業者は、国の規制等の対象とならないことが多く、地方公共団体が主体となって対策を促すことが期待される。

(2)「区域の事業者・住民の活動促進」に関して講ずることが望ましい施策（関連施策を含む。）

3.でリストアップした対策のうち、「区域の事業者・住民の活動促進」に係る分野のものについて、それら対策が着実に実施されるよう当該分野における施策を立案する。

(参考情報の例)

○「区域の事業者・住民の活動促進」に関する施策を検討するに当たっての視点を提供する。

- 地域の自然的社会的条件に応じた施策の立案についての視点
- 関連施策との連携の視点

4.3 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項に係る施策

(1)「地域環境の整備及び改善」に取り組むに当たっての背景・意義

上記背景を踏まえ、当該地方公共団体が「地域環境の整備及び改善」に取り組む意義を記述する。

(参考情報の例)

○なぜ「地域環境の整備及び改善」に取り組む必要があるのか、データ等を用いつつ背景を説明する。

- いわゆる「まちづくり」は、地方公共団体が主体となって取り組む分野である。
- 公共交通機関が不便でスプロールした都市は、一人当たりの自家用車からの排出量が多く、一人当たりの商業床面積が広いなど、都市構造とCO₂排出量には関係がある。
- また、エネルギーの効率的な面的利用は、地域における大きな省CO₂効果を期待できる。

(2)「地域環境の整備及び改善」に関して講ずることが望ましい施策（関連施策を含む。）

3.でリストアップした対策のうち、「地域環境の整備及び改善」に係る分野のものについて、それら対策が着実に実施されるよう当該分野における施策を立案する。

(参考情報の例)

○「地域環境の整備及び改善」に関する施策を検討するに当たっての視点を提供する。

- 地域の自然的社会的条件に応じた施策の立案についての視点
- 都市計画や農振計画等の関連施策との連携の視点
- 公共事業の活用の視点

4.4 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環

型社会（同条第一項 に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項に係る施策

(1) 「循環型社会の形成」に取り組むに当たっての背景・意義

当該地方公共団体が「地域環境の整備及び改善」に取り組む意義を記述する。

(参考情報の例)

○なぜ「低炭素社会の形成」のために「循環型社会の形成」に取り組む必要があるのか背景を説明する。

- 地方公共団体は、地域の循環型社会形成を推進していく上で中核としての役割を担っている。
- 「地域循環圏」についても、地域間での連携を図りつつ、低炭素社会や自然共生社会とも統合された持続可能な地域づくりを進めるという観点から、地方公共団体が中心となって取り組むことが極めて重要である。

(2) 「循環型社会の形成」に関して講ずることが望ましい施策（関連施策を含む。）

(参考情報)

○「低炭素社会の形成」及び「循環型社会の形成」を統合した施策を検討するに当たっての視点を提供する。

- 地域の自然的社会的条件に応じた施策の立案についての視点

4.5 その他の事項に係る施策

法律上義務とされていないが、3. においてリストアップした対策を着実に実施させるために必要な施策について記述する。

5. 対策・施策総括表

3、4 を統合し、対策が施策によってきちと担保されているか、施策が不十分な点がないか、を明らかにするための総括表を記述する。

(参考情報)

○総括表の様式等を提供する。

6. 対策推進の施策立案、推進体制(次回検討会で議論していただく予定です。)

6.1 庁内推進体制、地域内推進体制

6.2 対策・施策進捗状況把握、評価方法（PDCAサイクルの考え方）

7. (別冊)優良事例集

(参考情報)

- 既に実施されている内外の対策・施策のうち、今後、多くの地方公共団体の参考になると考えられる優良事例集を作成する。対策・施策については、地球温暖化対策を必ずしも目的としないものであっても、結果的に温室効果ガスの排出抑制等に資するものについても幅広く掲載することとする。
- また、対策・施策のみならず、庁内の推進体制等の計画の立案・推進体制についての優良事例も掲載することとする。